相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市田牧町一三五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小泉　稔男

右被相続人の相続人のあるひとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月一日

三重県四日市市新正二丁目九番六号コーポ〃ハンクス一階　向山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　向山　富雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区間之町通花屋町下る天神町四〇三番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　市坪　正夫

右被相続人の相続人のあるひとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月一日

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町五七七―二　太陽生命御池ビル二階　弁護士法人コールグリーン法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高橋　映次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区梅津大縄場町六番地六、最後の住所京都市左京区岩倉長谷町一六一七番地一　医療法人三幸会ケアサポートセンター岩倉長谷　被相続人　亡　近藤　ムツ

右被相続人の相続人のあるひとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月一日

京都市中京区烏丸通三条下ル　大同生命京都ビル八階　烏丸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐竹　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県葛城市加守一〇八六番地、最後の住所奈良県葛城市加守三五七番地

被相続人　亡　**西井　和靖**

右被相続人の相続人のあるひとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月一日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル二〇三　スター綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久保　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区西十日市町二六一番地、最後の住所広島市南区向洋新町二丁目一一番二八号

被相続人　亡　中村　真啓

右被相続人の相続人のあるひとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月一日

事務所広島市中区基町六番七八号　リーガロイヤルホテル広島一〇階

相続財産管理人　弁護士　村上　香乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市芦田町大字下有地甲三一番地、最後の住所広島県福山市新市町新市三七番地

被相続人　亡　佐藤　信行

右被相続人の相続人のあるひとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月一日

広島県福山市春日町一丁目一番三三号

相続財産管理人　司法書士　藤井　孝志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市大字八幡一七五四番地二、最後の住所大分県大分市大字八幡三二〇番地の一　柞原の里　被相続人　亡　木下ヨシノ

右被相続人の相続人のあるひとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月一日

大分県大分市高崎一丁目一六番一三号

相続財産管理人　工藤　克彦

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 30 年６月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①ブルーウイングツアーズ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－7518号　④ブルーウイングツアーズ　東京都文京区本駒込５丁目41番11号青木ビル502　⑤本社営業所　東京都文京区本駒込５－41－11青木ビル　⑥平成30年２月15日　⑨平成30年３月22日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都文京区本駒込５－41－11青木ビル502　青木華恵

Ｂ　①株式会社出雲殿　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－604号　④株式会社出雲殿　静岡県浜松市中区高町150番地の13　代表取締役　鈴木育恵　⑤ｉｚｕｍｏｄｅｎ浜松　静岡県浜松市中区高町133　⑥平成24年11月21日　⑧平成30年５月９日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県浜松市中区高町150番地の13　株式会社出雲殿　代表取締役　鈴木育恵

Ｂ　①株式会社いいもの倶楽部夢たび　②第三種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1252号　④株式会社いいもの倶楽部夢たび　愛知県春日井市大手町81番地　代表取締役　北原進　⑤本社営業所　愛知県春日井市大手町81番地　⑥平成20年４月23日　⑧平成30年４月23日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県春日井市大手町81番地　株式会社いいもの倶楽部夢たび　代表取締役　北原進

Ｂ　①ムラタウエルネス株式会社　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－552号　④ムラタウエルネス株式会社　京都市南区吉祥院南落合町３番地　代表取締役　村田完次　⑤ムラタウエルネス株式会社　京都市伏見区竹田向代町136番地　⑥平成19年５月31日　⑧平成30年３月31日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都市南区吉祥院南落合町３番地　村田機械株式会社　代表取締役　村田大介